

相互の人格の尊厳を尊重し自由な真理の探究の場として

ハラスメントのないキャンパスを

天理大学人権教育推進会議

ハラスメントとは？

ハラスメントとは、「相手に不利益や不快感を与え個人の人格権を侵害する言動」であり、セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどがあります。
たとえば、次のようなことがこれにあたります。

セクシャル・ハラスメント

- 教員が授業中に性的な冗談を言い、笑わない学生や抗議する学生に対して、「君は冗談が通じないね」「冗談の分からない学生には単位をやらない」などと言うこと。
- 授業中に教員がむやみに髪や肩を触ったり、身体をじろじろ見たりすること。
- 研究室に女性のヌードポスターが貼ってあり、女子学生が入室しにくいこと。

アカデミック・ハラスメント

- 必要な教育的指導を理由なく拒否し、または放置すること。
- 正当な理由もなく、授業を受けさせない、共同研究室の資料や機器を利用させないこと。
- 就労に専念できないような暴力的な言動やプライバシーに関することを言いふらすこと。

パワー・ハラスメント

- 人前で異常に激しく部下を叱責する。
- 職務上必要な情報を意図的に伝えない。
- 実現不可能な仕事を無理な期限を設定し押しつける。
- 終業後、強引に飲み会に誘う。

ハラスメントを解決するためのしくみ

天理大学では次のような段階を経て、ハラスメントの悩みを聞き、すみやかに解決をはかります。

- ①相談窓口＜学生は学生支援課および国際交流センター室（留学生）、教職員は庶務課＞または相談員に相談します。（被害者本人だけでなく、代理人でもOKです。）
電話・メール・手紙でも結構ですが、必ず所属と氏名を教えてください。
- ②相談員は人権教育推進会議に報告します。被害者の申し出により、解決と再発防止の必要な措置を講じます。
- ③被害者に対しては、心理的なケアを含む可能な限り最善の救済が与えられます。
- ④加害者とされた者は、事実が確認された後、学則等により処分されることがあります。

氏名・相談内容等すべて厳重な秘密扱いとなります。

相談員は、任期中も退任後も相談員として知り得た情報を他に漏らすことはありません。

ハラスメントを受けた（被害者）本人だけでなく、証言した人にも、不利益を受けることはありません。

ハラスメントを防ぐために

- お互いの人格や個人の価値を尊重しあうこと。
- お互いが大切なパートナーであるという意識を持つこと。
- 偏見をなくし、一人ひとりの個性を認めあうこと。
- 相手を性的な関心の対象として見る意識をなくすこと。

あなたの友だちが被害にあったら

- 不利益や不快な場面を目撃したら、警告しましょう。
- 被害者の相談にのり、別掲の相談窓口・相談員の利用を勧めましょう。
必要なら、証人になってあげましょう。
秘密は厳守してプライバシーは守られます。また、証人に不利益が生ずることはありません。

もし、あなたが被害者になったら

- 加害者に、不当で不快であることをはっきり伝えましょう。
- いつ、どこで、どんなハラスメントを受けたか、記録しておきましょう。
- 相談窓口・相談員や友人、信頼できる人に相談しましょう。